

福生市教育委員会会議録

平成20年第7回定例会

- 1 開催年月日 平成20年7月25日(金)
- 2 開始時刻 午前10時00分
- 3 終了時刻 午前11時56分
- 4 場 所 第2棟4階 第2委員会室
- 5 出席委員 委 員 長 長谷川 貞 夫
委員長職務代理者 平 野 裕 子
委 員 加 藤 美 子
委 員 渡 辺 浩 行
教 育 長 宮 城 眞 一
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 参 事 川 越 孝 洋
庶 務 課 長 中 村 守 一
学 校 給 食 課 長 土 井 眞 治
社 会 教 育 課 長 戸 室 幸 孝
スポーツ振興課長 野 方 孝 一
市民会館兼公民館長 伊 東 静 一
図 書 館 長 森 田 秀 敏
主 幹 栗 林 昭 彦
指 導 主 事 大 谷 憲 司
指 導 主 事 並 木 茂 男

傍 聴 人 なし

(裏面に続く)

9 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第 40 号 福生市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校の校長及び副校長に委任する規程の一部改正について
- 日程第 4 議案第 41 号 福生市公立学校事案決定規程の一部改正について
- 日程第 5 議案第 42 号 福生市学校評議員設置要綱の一部改正について
- 日程第 6 議案第 43 号 平成 21 年度使用福生市公立小学校教科用図書の採択について
- 日程第 7 議案第 44 号 平成 21 年度使用福生市公立中学校教科用図書の採択について
- 日程第 8 議案第 45 号 平成 21 年度使用福生市公立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について
- 日程第 9 議案第 46 号 平成 20 年度社会教育関係団体に対する補助金の交付についての諮問について
- 日程第 10 議案第 47 号 第 68 回国民体育大会開催に伴う庁内連絡会議の設置について
- 日程第 11 報告第 4 号 平成 19 年度児童・生徒の学力向上を図るための調査結果について
- 日程第 12 その他報告事項

午前 10 時 00 分 開会

委員 長 それでは、ただいまから平成 20 年第 7 回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。福生市教育委員会会議規則第 19 条の規定に基づき、平野裕子委員、加藤美子委員の両名を署名委員として指名いたします。

日程第 2、教育長報告、教育長からお願いいたします。

教 育 長 おはようございます。定例の教育委員会に御参集をいただきましてありがとうございます。日程に従いまして私から報告をさせていただきます。

まず取り急ぎで一つ御報告を申し上げます。第二小学校の佐藤前副校長ですが、病気療養中のところ、けさになりまして 7 月 24 日の午後 4 時 07 分に亡くなられたという通知が来ているところでございます。1 年半、第二小学校の学校教育に尽力をいただいたところでございましたが、大変残念なことでございました。御冥福をお祈りしたいと存じます。

それでは続けて申し上げさせていただきますが、7 月 22 日、今年度の福生市青少年海外派遣事業の派遣団が元気に出発をいたしましたところでございます。これに先立ちまして 7 月 20 日には結団式、激励会が開催され、市長、長谷川委員長、市議会議長など来賓をお迎えいたしまして、委員長からは激励のあいさつもいただきました。大変ありがとうございました。結団式では、事前研修の成果が披露されまして、短期間の研修にもかかわらず懸命に習得に励んだ姿が見て取れたところでございます。派遣期間中を元気に過ごし、この機会にしか得られないことを吸収して帰国することを期待いたしているところでございます。

なお、本日の会議には、次長が福生市青少年海外派遣事業の引率の為、欠席をいたしておりますので御了承いただきたいと存じます。

それでは、学校教育関係から幾つか御報告を申し上げます。まず学校訪問の件でございますが、6 月の下旬から本日までの間に学校訪問が続いたところでございました。訪問の際には学校への御指導もいただいたわけでございますが、そのほかに何かお気づきの点などございましたら、後程また御指摘をちょうだいいたしたいと存じます。

次に二点目に、中学生の職場体験事業でございますが、子ども達の進路など職業的な発達を促すための、いわゆるキャリア教育の推進におきましてこれまで取り組んできているわけでございますが、今年度から少しでも

学校での負担を減らし、より組織的に進めるといった趣旨のもとに指導室と商工会、並びに中学校長会によりまして職場体験推進協議会というものを発足させまして、事業の展開を進めているところでございます。本年度の取組状況については後程また担当から御説明申し上げますので、お聞き取りをいただければと存じます。

三点目に、小・中学校夏期休業についてでございますが、小・中学校におきましては夏期休業に入ったところでございます。例年夏期休業は7月20日前後から始まっているわけでございますけれども、小学校におきましては、今年度は全七校、「サマー・チャレンジ」という事業の為、三日程遅れて、昨日7月24日に終業式を迎えており、この「サマー・チャレンジ」は教育課程に組み込み、授業として位置付けをして、一学期の基礎学習の振り返りと定着を目指した取組でございます。

お手元に、教育長報告の資料としてお配りをしております中の一つ目に、第三小学校の3日間のスケジュールが示されたものがあるかと思えます。各校大体似たような内容でございました。授業時間は小学校の場合一時限45分が通常ですが、「サマー・チャレンジ」では55分、学校によっては60分で行っているようでした。

中学校の関係でございますが、例年通り7月19日から夏期休業に入っております。この時期は部活動で夏の大会などが組み込まれており、特に3年生は最後の大会となる為、例年通りの夏期休暇となっております。その分というわけではございませんが、二学期については8月27日が始業式ということで、授業時数の確保に努めているところでございます。

四点目に第三小学校の6年生が第一中学校の学校見学をしていることを御紹介申し上げたいと思えます。中学校区の小・中学校の交流の一環ということでございますが、学校見学を行いまして、児童の感想文が手に入りましたので、資料としてお配りさせていただきました。後程また御参照いただければと思えます。第一中学校では、平成19年度から、中学校での学習、学校生活の不安解消などの趣旨によりまして、学校説明会を始めておりました。昨年場合は、第一中学校生徒会が第三小学校を訪れまして、学校説明をしたようでございます。また第二小学校におきましては、児童が第一中学校を訪問し、フォレストホールで生徒会から学校説明を受けたという状況でございました。

今年度第三小学校におきましては、もう一步踏み込んだ訪問をしたいとの要望によりまして自分の目で中学校を見学するということが行われ、去

る7月4日に6年生児童全員が担任に付き添われ学校訪問をいたしました。当日、学校説明の後に1、2年生の授業を見学をしております。3年生は試験中であったこともあり、見学はできなかつたようでございますが、その後生徒会の役員、生徒による学習や部活など、中学校生活についての説明が行われております。第二小学校の学校訪問については今年度は未定でございます。

後日、第三小学校におきまして学校訪問の感想文がまとめられ、第一中学校に届けられたということで、本日資料としてお配りしております。感想文から、児童たちの見学は初めは漠然と不安を抱きつつも、見学後には第一中学校への進学に大きな期待を寄せていることが読み取れるかと思えます。我々大人といたしましては、風評により第一中学校への進学について子ども達が心を痛めていることについて、責任を感じずるものでございます。もっと第一中学校の良さを宣伝して、真剣に学習や部活動などに励んでいる多くの生徒達であふれている楽しい中学校だという正しいイメージをつくってやらなければいけないのではないかと感じたところでございます。

次に、五点目でございますが、昨年からはじめたことでございますが、優秀な成果を収めた中学校の部活動に対し、激励訪問をいたしております。これは、中学校長から部活動での頑張りを評価の一つとして来校し、激励・応援をもらえないかという要請がございまして、せん越でございますが教育委員会を代表する形で生徒への賞賛と激励、そして指導に当たっております顧問教諭や外部指導員への御礼を申し上げているところでございます。校長からの要請といたしましては、西多摩地区、いわゆる8ブロック大会での優勝、あるいは東京都大会や関東大会への出場権の獲得など、その都度学校から要請がありますので、それらを受けて訪問する予定でございます。

その訪問のたびに感じることでございますけれども、生徒たちの礼儀正しさに加えまして素直で純粹ではつつさを感じられ、激励とはいいながら逆に彼らのパワーや意気に励まされているところでございます。今後教育委員会の表彰が制度化されることにより、より効果的な激励になるのではないかと考えるところでございます。

それから今朝聞いたニュースでありますけれども、第三中学校の1年生の女子生徒と、3年生の男子生徒が水泳の個人種目で関東大会に出場することと、中学生の頑張りが随分見え始めていると感じるところでござ

います。

続きまして六点目の学校保健会のことですが、これはなかなか御報告申し上げる機会がございませんでしたので、今回申し上げますが、去る6月28日に平成20年度の総会が開かれました。平成19年度の事業報告、決算並びに平成20年度の事業計画、予算についての審議がされ、決定がされているところでございます。この学校保健会は、平成3年6月に設立されております。目的といたしましては児童・生徒の健康増進並びに学校保健活動の充実・発展、そして会員の資質向上としているもので、構成については小・中学校校長、各校の養護教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校栄養職員、教育委員会事務局でございます。多摩地域全地区としては、福生市はかなり先進的にこのような取組が、医師会の働きかけもあって行われているということでございます。今年度、総会で和洋女子大学家政学群教授、畑江敬子さんをお迎えして講演が開かれました。なお、学校医については内科医が10人、耳鼻科医がお二人、眼科医がお二人、また学校歯科医は10人、学校薬剤師は10人の方にそれぞれ学校での御指導をいただいているところでございます。

続きまして社会教育、生涯学習関係でございますが、7月18日に福生市青少年問題協議会が開催をされまして、その際に表彰が行われております。お手元には青少年問題協議会の沿革等の資料と、今年度の表彰者一覧の資料をお届けいたしております。当日は副会長として長谷川委員長に御出席をいただき、平成20年度の青少年健全育成夏期対策事業についての審議と、平成20年度の善行表彰が審議、報告をされたところでございます。善行表彰については、御覧いただきますようにすべての推薦について表彰が決定されたとの報告がされました。

続きまして子ども体験塾事業でございますが、昨年に引き続き長野県白馬村におきまして、子ども体験塾事業が7月30日から8月1日の間実施されます。今年度は小学校5年生、6年生、中学校1年生で全体で114人の応募でしたが、抽選によりまして42人の参加者としたところでございます。倍率にしますと2.7倍というところでございます。なお、引率の指導者等は13人で、その内、お二人は公募の指導者でございます。

続きまして国や東京都の動向等ということで、まず一つは教育振興基本計画でございます。お手元に資料を用意しましたので、御覧いただければと思います。先に中央教育審議会の答申を受けまして、教育基本法に基づきます今後10年間の国の教育行政の基本方針を示す教育振興基本計画が

策定され、7月1日に閣議決定を経て国会に報告をし、決定をみたということでございます。

この計画は、どこまで数値目標が設定され、教育の水準向上が図られていくか期待も大きかったところでございますが、国の各省庁との激しいやりとり、折衝の末、数値目標については触れられずに、文言表現で終わった計画と言われております。教育の中期目標を国が初めて示すものとして大きな期待が持たれていたわけでございますが、ある意味で拍子抜けの感は免れなかったかと思えます。その計画の概要についてお手元には現時点で入手できた資料を用意をさせていただきました。また後程御参照いただければと存じます。

続きまして学習指導要領解説書の取り扱いの件でございますが、教育長報告資料5に、文部科学省のホームページからの写しではございますが、御説明申し上げておきたいと思えます。この学習指導要領解説書でございますが、これは伝えられておりますように法的な拘束力を持つものではございませんが、教科書の編集や学校の現場でもこれが一つの参考になりまして、日常の指導が行われておりますので、私どもとしても関心を持たざるを得ないということでございます。

今回特に問題になりましたのは領土問題に関係いたします竹島問題について、文部科学省から学校での指導に関してコメントがされております。解説書に対するコメントでございますが、ホームページ上での説明で示されていることからいたしますと、裏面のところに、新学習指導要領についての移行期間中における領土に関する教育の取扱いということが、改めて示されております。その中で読み取れますことは、移行期間中における指導の対象には、この竹島問題はないのだということと、現行の学習指導要領の範ちゅうでも指導が可能なので、指導の如何については学校の判断でよいとされていること、そして新しい解説の趣旨を踏まえた指導を前倒しでは考えてはいないと、国の考え方はこのように示されております。教育委員会といたしましては、これらのコメントを受けまして、直ちにこのことについて学校への指導はする必要はないと考えているところでございます。

次に教員採用等におけます不正な行為の防止についてでございます。これは文部科学省から大分県におけます不正事件について、教育委員会に通知がされてきているものでございます。同じ学校教育に携わる者としていたしましても、大変心を痛める事件だと感じているところでございます。私ど

もの教育委員会では直接教員の採用や承認に携わることはないわけですが、今回のような事態は許されないことだと思いますし、今後とも心していかなければいけないことであろうと感じるところでございます。

次に第 68 回国民体育大会に関してでございますが、東京都で開催がされると内定され、知事からのコメントが出されておりました。後程また担当から御説明を申し上げますが、組織的な対応を迫られる時期にきているということで御協議をいただければと思います。

そして会議の状況といたしまして、都市教育長会の定例会が、7月16日に開催されておりますが特に御報告を申し上げるような案件はございませんでした。

その他でございますが、七夕まつりが58回目を迎えますが、8月7日から10日の間開催されます。年々この祭りを支えるボランティアが増えているわけですが、小・中学校におきましてもボランティアとしての参加、あるいは事業への参加などがみられるところで、かなり携わりをする子ども達、あるいは学校関係者も増えてきているとの状況でございます。また御家庭にもプログラム等が配られることかと思いますが、第二中学校吹奏楽部のマーチングバンドの催しもございますので、御観覧をいただければと存ずるところでございます。子ども達が、地域事業の参加によりまして、福生という土地への一層の愛着を持っていく方向につながっていければと期待をするものでございます。

そして、小・中学生によります事件が相次いで報道がされております。例えば秋葉原事件を真似たインターネットへの書き込みで、小学校の4年生の児童、中学校2年生の男子生徒、女子生徒のことが触れられており、警察当局に拘束をされることがございましたり、更には親に対する腹いせといったことが行われていたりと大変心を痛める事件等があるところがございます。命の大切さ、あるいは社会で生きていくルールといったものを学校はどこまで教えられるのか、指導ができるのか、家庭はどこまで子ども達をみていただいているのか、こういったことが大きな課題になってきていると感ずるところでございます。教育委員会としても可能な限りいろいろな働きかけをしていかなければいけないことだと感じるところでございます。

以上私からの報告とさせていただきます。

委員長 教育長からの報告は終わりました。御質問等がありましたらお願いいた

します。

渡辺委員 質問ではないのですけれども、先程の第一中学校見学の感想文を少し読みましたが改めて我々大人が、いい学校なんだと後押しをすることが必要だなと思いました。

加藤委員 私も感想文を読ませていただいて、今までの第一中学校の悪いイメージが浸透していたと思います。現在は授業参観など見ていますと随分変わってきていますので、小学校にも伝えていき知ってもらうことが大事だと思います。

平野委員 教育長報告の感想なのですけれども、海外派遣事業、部活動、またこの第一中学校見学等、中学生の目覚しい活躍ぶりを伺いまして、大変うれしくなりました。子ども達がそれぞれ得意分野、活躍できる場所を見つけて生き生きと輝ける教育ができるように応援していきたいと思いました。

委員長 ほかにございますか。この第一中学校訪問については、実際、肌で感じる事が一番効果的で、更に渡辺委員のおっしゃるとおり大人が見守り、発信していくことが大事だと思います。ご質問ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、教育長報告を終わります。

次に日程第3、議案第40号、福生市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校の校長及び副校長に委任する規程の一部改正についてを議題といたします。参事より内容説明をよろしくお願ひいたします。

参事 議案第40号、福生市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校の校長及び副校長に委任する規程の一部改正について、提案理由並びに内容説明を申し上げます。例規集は1,150ページでございます。本日の附属資料1といたしまして新旧対照表を御用意しておりますので、あわせて御覧いただきたく存じます。

まず提案理由でございますが、平成20年7月1日より東京都教育委員会が育児短時間勤務制度を導入したことに伴いまして、福生市の関連する規定を改正する必要性が生じたためでございます。

次に内容でございますが、福生市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校の校長及び副校長に委任する規定の、第2条第1項第8号及び第2項第7号中の「育児休業」という文言の次に「、育児短時間勤務」という文言を追加するものでございます。なお附則といたしまして、執行日は平成20年8月1日からといたしたいと明記するものでございまして、御審議を賜りまして原案のとおり御決定いただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。御質問等ございましたらお願いいたします。
これは国から始まり、東京都教育委員会も決めたとのことですので、福生市だけこれを認めないということはなかなかできないことですから、実際にはこのとおりになるのでしょうか、相当補充人事が大変だと思います。覚悟しながら認めるということになるのでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第 40 号は原案のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認め、議案第 40 号は原案のとおり可決することといたします。

次に日程第 4、議案第 41 号、福生市公立学校事案決定規程の一部改正についてを議題といたします。同じく参事から内容説明をお願いします。

参事 それでは議案第 41 号、福生市公立学校事案決定規程の一部改正について、提案理由並びに内容の説明を申し上げます。例規集は 1,208 ページでございます。なお附属資料 2 といたしまして新旧対照表も御用意しておりますので、あわせて御覧いただきたく存じます。

まず提案理由でございますが、先程の議案と同様に、平成 20 年 7 月 1 日より東京都教育委員会が育児短時間勤務制度を導入したことに伴いまして、福生市の関連する規程を改正する必要が生じたためでございます。

次に内容でございます。福生市公立学校事案決定規程の第 4 条関係の別表に記載してございます、区分欄で申し上げますと「所属職員の管理に関すること」の校長の決定事項の欄がございますが、その 4 項目目並びに副校長決定事項については第 1 項にございますように、「育児休業」の次に「、育児短時間勤務」の文言を付け加えるものでございます。附則の部分も、施行日を平成 20 年 8 月 1 日からといたしたいと存じてます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定いただけますようお願いを申し上げます。

委員長 前項に続く一連のものです。御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それではお諮りいたします。議案第 41 号は原案のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって議案第 41 号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第 5、議案第 42 号、福生市学校評議員設置要綱の一部改正

についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いします。

庶務課長 それでは7ページをお開きください。例規集では1,215ページでございます。議案第42号、福生市学校評議員設置要綱の一部改正についての提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

最初に提案理由でございますが、学校教育法施行規則の改正に伴い、条文を小学校、中学校の順であったものを、幼稚園、小学校、中学校の順に改正したことから、条ずれが生じたので本要綱を改正しようとするものでございます。

内容については附属資料の3、福生市学校評議員設置要綱の新旧対照表によりまして説明をさせていただきます。第1条の学校評議員の設置を規定しております条文の中程にあります、学校教育法施行規則「第23条の3第1項」及び括弧内の同条を準用する「第55条」が、改正案のとおり「第49条第1項」、「第79条」に改正するものでございます。なお附属資料4に、学校教育法施行規則の関係する学校評議員の設置、及び中学校での準用規定の条文を御用意しました。なお、条がずれたことのみで内容等の改正はございません。

8ページにお戻りいただきたいと思えます。なお、この要綱は本日の教育委員会で御決定をいただきましたら平成20年7月25日、即ち本日から施行するものでございます。以上で議案第42号の説明とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。上位規程の改正に伴う内容だけです。御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第42号は原案のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。議案第42号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第6、議案43号、平成21年度使用福生市公立小学校教科用図書の採択についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事 それでは議案第43号、平成21年度使用福生市公立小学校教科用図書の採択について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

まず提案理由でございますが、平成21年度から使用いたします小学校の教科用図書を採択する必要がございますので、地方教育行政の組織及び

運営に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づきまして、本議案をお願いするものでございます。

次に経過及び概要を御説明申し上げます。福生市教育委員会は福生市立小学校及び中学校教科用図書採択要綱に基づく教科用図書の選定に当たりましては、文部科学大臣の検定を経た図書の目録、教科書目録に登載されているものから選定することとなっておりますが、このたび学習指導要領の改訂に伴う移行措置期間等の理由から、平成 21 年度に使用する図書について、前回の検定以降新たな文部科学大臣の検定を経たものがなく、前回と同じ内容の教科書目録、平成 21 年度から平成 22 年度使用に登載されている図書のうちから御採択をいただくこととなります。

文部科学省の通知をもとに、平成 21 年度使用の小学校使用教科用図書の採択の手続きを簡略化し、選定協議会並びに調査委員会を設置せず採択できる旨の、福生市立学校教科用図書採択要綱の一部改正をしたところでございます。本日の資料 11 ページから 23 ページにございます平成 16 年 8 月 20 日付の福生市公立学校教科用図書選定協議会から教育委員会に提出をされました答申を教科ごとに簡単に御説明を申し上げます。

16 ページ、国語でございますが、教科の目標も共に掲載しておりますけれども、調査教科用図書数 5 社 5 種につきましての調査結果でございます。続きまして書写でございます。調査教科用図書が 5 社 5 種でございます。続きまして社会科です。調査教科用図書は 5 社 5 種でございます。

続きまして地図でございますが、調査教科用図書が 2 社 2 種でございます。

次に算数でございます。調査教科用図書が 6 社 6 種でございます。

続きまして理科でございます。調査教科用図書が 5 社 5 種でございます。

次に生活科でございますが、調査教科用図書は、10 社 10 種でございます。

続いて音楽でございます。調査教科用図書が 3 社 3 種でございます。

続きまして図画工作でございます。調査教科用図書が 3 社 3 種でございます。

次に、家庭は調査教科用図書 2 社 2 種でございます。

最後に体育でございます。調査教科用図書が 5 社 5 種でございます。

内容についても平成 16 年 8 月 20 日の答申と同じものでございます。簡単ではございますが、なにとぞよろしくお願いいいたします。内容説明を終わります。

- 委員 長 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
- 平野 委員 この教科書は当時の教育委員が、その教科書選定委員会の答申を受けて、精査して選ばせていただいたもので、これが子ども達にとって一番いいのではないかと選ばせてもらったと思います。
- この移行期間に、新たな学習指導要領の中に入ってくる内容等があると思うのですが、その部分についてどのような補充がされるかは、また各学校で研究されると思うのですが、足りないテキストについての対策はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。
- 参事 教科書で補えない部分は、附属資料を文部科学省から配布することになっておりまして、それに基づいて指導解説書を中心に授業を展開するといったことになろうかと考えております。
- 平野 委員 わかりました。
- 委員 長 新学習指導要領の扱いについて、教職員の研究・研修も十分にさせていただきたいと思います。
- それでは審議の進め方についてお諮りいたします。審議につきましては今、説明がありました平成 16 年 8 月 20 日付で当時の福生市公立学校教科用図書選定協議会からの答申をもとに教育委員会で決定したもので、各教科、各種目ごとに審議をいたしたいと思いますが御異議ないでしょうか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 委員 長 よろしいですか、ありがとうございます。それでは異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。
- 平野 委員 全教科についてですが、現在使われている教科書に対して使いにくいとか不便とか御意見はあったのでしょうか。
- 参事 特に使い勝手が悪いとかということはございませんし、指導計画に基づきまして順調に教育課程の展開をしているところでございます。
- 平野 委員 わかりました。
- 委員 長 10 ページの表に基づきまして進めていきたい思います。それでは始めに、国語について御発言等ありましたらお願いします。よろしいですか。ご発言はございませんか。
- よろしければお諮りいたします。国語については平成 16 年度決定と同様、「東京書籍」に採択することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 委員 長 異議なしと認め、国語につきましては「東京書籍」の教科用図書を採択することに決定いたしました。

次、書写について御発言等ありましたらお願いします。よろしいですか。ご発言はございませんか。

よろしければお諮りいたします。書写については平成 16 年度決定と同様に、「東京書籍」の教科用図書に採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 異議なしと認め、書写につきましては「東京書籍」の教科用図書に採択することに決定いたしました。

それでは社会について御発言がありましたらお願いします。

発言がございませんので、お諮りいたします。社会については「教育出版」の教科用図書に採択することで御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 異議なしと認め、社会につきましては「教育出版」の教科用図書に採択することを決定いたしました。

次に地図でございますけれども、御発言等ありましたらお願いします。よろしいですか。ご発言はございませんか。よろしければお諮りいたします。地図については「帝国書院」の教科用図書に採択することに御異議はないでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認め、地図につきましては「帝国書院」の教科用図書に採択することといたしました。

次に算数でございますが、御発言ございますでしょうか。ご発言はございませんか。ないようでございますのでお諮りいたします。算数については「東京書籍」の教科用図書に採択することに御異議はないでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 それでは御異議なしと認め、「東京書籍」の教科用図書を算数については採択することにいたします。

理科について御発言等ありましたらお願いします。よろしいですか。ご発言はございませんか。ないようですのでお諮りいたします。

理科については「大日本図書」の教科用図書に採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認め、理科につきましては「大日本図書」の教科用図書を採択することに決定いたしました。

次に生活でございますが、ご発言はございませんか。ないようござい

ますのでお諮りいたします。生活については「啓林館」の教科用図書を採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認め、生活につきましては「啓林館」の教科用図書を採択することといたします。

音楽についてお諮りします。御発言ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。御発言がないようですので、音楽につきましては「教育芸術社」の教科用図書を採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認め、音楽につきましては「教育芸術社」の教科用図書を採択することに決定いたしました。

図画工作について御発言等ありましたらお願いします。よろしいですか。ご発言はございませんか。ございませんようですのでお諮りいたします。図画工作については「開隆堂」の教科用図書に採択することに御異議ないでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認め、図画工作につきましては「開隆堂」の教科用図書を採択することに決定いたしました。

次に家庭について御発言ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。御発言がないようですのでお諮りします。家庭については「東京書籍」の教科用図書に採択することに御異議ないでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認め、家庭につきましては「東京書籍」の教科用図書を採択することといたします。

保健について御発言があればお願いいたします。ご発言はございませんか。ございませんようですのでお諮りいたします。

保健については「東京書籍」の教科用図書に採択することに御異議ないでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 異議なしと認め、保健につきましては「東京書籍」の教科用図書を採択することにいたしました。

以上で9教科11種目の採択がなされましたが、事務局より確認をお願いいたします。

参事 それでは御採択いただきました各教科、各種目ごとに確認をさせていた

だきます。

国語、東京書籍。書写、東京書籍。社会、教育出版。地図、帝国書院。算数、東京書籍。理科、大日本図書。生活、啓林館。音楽、教育芸術社。図画工作、開隆堂。家庭、東京書籍。保健、東京書籍。

以上9教科11種目でございます。以上でございます。

委員長 以上で議案第43号、平成21年度使用福生市公立小学校教科用図書の採択についての審議を終わります。

続きまして日程第7、議案第44号、平成21年度使用福生市公立中学校の教科用図書の採択についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事 それでは議案第44号、平成21年度使用福生市立中学校の教科用図書の採択について、内容及び使用の説明を申し上げます。

中学校の教科用図書については前回、平成17年度に採択替えを行っていただいております。採択されました教科用図書は次年度で4年目になるところでございます。しかしながら政令の定めるところによりまして、同一教科用図書を採択する期間4年間は、特別の事情のない限り、前年度使用した教科用図書を採択するものとなっております。別表、資料26ページにございますように、今年度福生市立中学校で使用している教科用図書を、平成21年度も使用するものとして採択をしていただきたくお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それではないようですのでお諮りいたします。平成21年度使用福生市立中学校の教科用図書については、前年度同様の教科用図書を使用するものとして採択することに御異議ないでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、平成21年度使用福生市立中学校の教科用図書については、前年度同様の教科用図書を使用するものとして採択することにいたしました。事務局より確認をお願いいたします。

参事 それでは平成21年度使用福生市立中学校教科用図書について、各教科、種目、それから発行者等を申し上げます。

国語科、光村図書出版。書写、教育出版。社会・地理的分野、帝国書院。社会・歴史的分野、清水書院。社会・公民的分野、清水書院。地図、帝国書院。数学、学校図書。理科・第一分野、東京書籍。理科・第二分野、東

京書籍。音楽、教育芸術社。音楽、器楽合奏、教育芸術社。美術、日本文教出版。保健体育、学習研究社。技術・家庭、技術分野、東京書籍。家庭分野、東京書籍。外国語、英語、三省堂。

以上 16 種目でございます。

委員長 以上で議案第 44 号、平成 21 年度使用福生市立中学校の教科用図書の採択についての審議を終わります。

続いて日程第 8、議案第 45 号、平成 21 年度使用福生市公立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事 それでは議案第 45 号、平成 21 年度使用福生市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

まず提案理由でございますが、平成 21 年度に使用いたします福生市立小・中学校特別支援学級教科用図書を採択する必要がありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律並びに義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づきまして、本議案をお願いするものでございます。

次に経過及び概要につきまして御説明申し上げます。福生市教育委員会は福生市立小学校及び中学校教科用図書採択要綱に基づく教科用図書の選定に当たりましては、特別支援学級の場合学校教育法附則第 9 条、同法施行規則第 131 条の 2 項及び第 139 条の規定によりまして、教科により当該学年の文部科学大臣の検定済の教科用図書を使用することが適当でない場合、当該校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができることとなっております。

次に内容でございますが、28 ページを御覧いただきたいと存じます。福生市の特別支援学級教科用図書については、それぞれの学級の在籍児童・生徒の個別指導計画に応じまして、基本的にそれぞれの学級が選択した教科用図書を選択することが重要であると考えております。各学級から報告をされました使用教科用図書の一覧を 28 ページ、29 ページに挙げております。いずれの教科用図書も、平成 21 年度文部科学大臣検定済教科用図書、あるいは学校教育法附則第 9 条による図書の一覧表に示された図書でございます。内容を御確認、御審議をいただきまして御採択いただけますよう、よろしく願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

確認ですが、教科用図書採択とは特に関係ないのですが、第一小学校の「ひまわり学級」と、第二小学校の「くまがわ学級」の学級としての大きな違いは何でしょうか。

参事 特別支援学級の教科用図書に関しまして申し上げますと、それぞれの学級で保護者等へ確認をとり、指導計画等々勘案いたしまして教科用図書の希望を出しておるわけでございまして、ふたつの学級の違いを申しますと、指導内容の違いがございまして。第一小学校は保護者の要求等にあわせ、通常学級の教科書を使用しまして、週 10 時間程度、授業を展開しております。また、第二小学校はそれぞれの保護者と共に相談をした個別指導の計画に基づきましてここで挙げております教科用図書がふさわしいといったことで授業を進めてまいったところでございます。説明になっていないかと思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 他にご意見はございませんか。よろしいでしょうか。ないようですので、お諮りいたします。平成 21 年度使用福生市立小・中学校特別支援学級教科用図書について、前年度同様の教科用図書を使用するものとして採択することに御異議ないでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、平成 21 年度使用福生市立小・中学校特別支援学級教科用図書については、前年度同様の教科用図書を使用するものとして採択いたします。事務局より確認をお願いいたします。

参事 それでは確認を申し上げます。福生第一小学校でございますが、全教科とも通常の学級が使用いたします教科用図書を使用いたしますことでございます。

第二小学校でございますが、国語、「同成社」並びに教科書一般図書名のところに書いてございますように、「同成社」が 2 種類、それから「偕成社」、「草思社」ということでございます。次に書写でございますが、「くもん出版」、「太郎次郎社」2 種類といったところでございます。社会科でございます。「フレーベル館」の図書と「講談社」の図書でございます。算数でございます。「同成社」と「福音館書店」、それから「東洋館出版」の 3 種類のものでございます。続きまして理科でございます。「フレーベル館」と「小学館」で出版している図書でございます。生活でございます。「世界文化社」の出版の図書でございます。音楽でございます。「教育芸術社」、それから図画工作、「くもん出版」並びに「福音館」の図書でございます。家庭科、「金の星社」でございます。保健が「小学館」

及び「フレーベル館」の図書でございます。

続きまして福生第一中学校でございます。御採択いただきました教科用図書について、国語、「東洋館出版」。書写、「岩崎書店」。社会科、「小学館」。数学、「くもん出版」。理科、「富山房」。音楽、「グランママ社」。美術、「岩崎書店」。保健体育、「童心社」。技術家庭、「グラフ社」。外国語、英語でございますが、「あかね書房」。以上でございます。

委員長 それでは以上で議案第 45 号、平成 21 年度使用福生市公立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択についての審議を終わりたいと思います。

次に、日程第 9、議案第 46 号、平成 20 年度社会教育関係団体に対する補助金の交付についての諮問についてを議題といたします。社会教育課長より内容説明をお願いします。

社会教育課長 それでは議案第 46 号、平成 20 年度社会教育関係団体に対する補助金の交付に伴う諮問について、その提案理由並びに内容説明を申し上げます。資料の 31 ページをお開きください。

まず提案理由でございますが、社会教育法第 13 条の規定に基づき、平成 20 年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について、社会教育委員の会議に意見聴取したいので、本案を提出するものでございます。社会教育関係団体への補助については、社会教育関係団体に対してその自主性を尊重しつつ、積極的に助成を行い、わが国の社会教育の一層の振興・発展を期するべきであるとの認識に立って進められてまいりました。そしてその補助の手続きを厳正・公正に実施するための規定が社会教育法第 13 条、審議会等への諮問の条文、地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聞いて行わなければならないというものでございます。

従来、教育長が社会教育委員会議の意見聴取を諮問し、その審査結果を教育長に答申する方法で実施してまいりましたが、より一層厳正を期するため、本年度より諮問及び答申について教育委員会に諮ることに変更いたしました。そこで平成 20 年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について、社会教育委員の会議において御審議をいただきたいと考えております。

なお、昨年度との金額の変更ですが、資料 33 ページの平成 20 年度社会教育関係団体の状況を御覧ください。平成 20 年度の予算額は平成 19 年度と比較し 3 %削減され、400 万から 388 万円となっております。右の欄の一番下に記載されております。以上でございます。よろしくお願ひいたし

ます。

委員 長 説明は終わりました。御質問等ございましたらお願いいたします。
各学校のPTAも含めて、PTAは社会教育団体ですか。

教 育 長 はい、社会教育団体です。

委員 長 わかりました。よろしいですか。ほかにご意見はございませんか。
ないようですのでお諮りいたします。議案第 46 号は原案のとおり諮問
することで御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員 長 はい、異議なしと認め、議案第 46 号は原案のとおり諮問することと
いたします。

日程第 10、議案第 47 号、第 68 回国民体育大会開催に伴う庁内連絡会議
の設置についてを議題といたします。スポーツ振興課長より内容説明をお
願いたします。

スポーツ振興課長 それでは議案第 47 号、第 68 回国民体育大会開催に伴う庁内連絡会議の
設置について、議案の説明をさせていただきます。

まず提案理由でございますが、去る 7 月に東京都では、国から東京都開
催についての内定をいただきまして、正式に準備がスタートいたしており
ます。それに伴い、本市におきましても開催準備、大会運営を円滑に進め
るために庁内連絡会議を設置いたしまして、全市を挙げての取組をいたそ
うとするものでございます。それに伴います体制を整えるために、庁内で
連絡会議の設置要綱を設置させていただきたいということでございます。

36 ページをお願いいたします。これまでの国民体育大会の経過ござい
ます。平成 17 年 7 月 13 日から教育委員会が所管をしながら準備を始めま
して、約 3 年経過いたしました。そのような中で新たに組織をつくりまし
て準備を進めてまいりたいということでございます。

資料の 38 ページに、国民体育大会開催準備連絡会議設置要綱(案)が
ございます。先程申しましたように設置については、大会の円滑な運営、
準備が行えるように連絡会議を設置してまいりたいという内容ござい
まして、第 1 条は設置目的、第 2 条は所掌事項について規定をさせていた
だきまして、庁内の関係部署の協力体制に関すること、開催に伴う環境整
備に関すること、その他開催に必要な準備に関すること等を規定しており
ます。

第 3 条で連絡会議は会長、副会長、委員をもって組織され、会長には副
市長をお願いし、副会長は教育長、委員は部長の職にあるものを充てさせ

ていただきました。第4条、第5条で、会議の招集等については会長、副会長の職務の中でうたってございます。

それから第7条で委員会の下に幹事会を設けまして、幹事長には教育委員会のスポーツ振興課長をもって充て、また副幹事長は全庁的な取組の中での必要性から、企画財政部企画調整課長に、幹事には課長の職にあるものをもって充て、当面は庶務担当の各課の幹事課長に出席をいただくとするものでございます。これについて平成20年8月15日から、お認めいただきましたまして、施行していきたいと考えてございますので、よろしく願い申し上げます。以上で説明を終わります。

委員 長 内容説明は終わりました。質問ございますか。

平野委員 ソフトボールの競技の練習会場として、第一中学校、第二中学校、第三中学校と中学校の校庭が使われますけれど、生徒の授業や部活動などで使えないことはあるのでしょうか。

スポーツ振興課長 これはまだ提案でございまして、これから校長会、また各学校等を通じまして御協力をお願いしていきたいと考えています。他県の例をみますと、学校及び子ども達にも協力をいただいて、全国からおいでいただく選手の支援を進めているようですので、福生市としてもその方向でお願いをしていきたいと考えております。

平野委員 練習に使われる期間はどれくらいですか。

スポーツ振興課長 国体選手が来て、大会そのものは3日か4日で終わるのですが、事前の練習もあり、通常では2日前ぐらいから来られて練習をしているようでございます。

委員 長 これは全庁的な要綱ですが、教育委員会で決定すると成立するものなのですか。あるいは教育長や市長決裁になるものですか。

教育 長 市の要綱として定めたいと思っておりますので、教育委員会へは、こういう要綱が定められるということについて事前に御了解をいただきたいということです。

委員 長 了解し、その上で市長が要綱とするのですね。

教育 長 そして、事務的な管理はスポーツ振興課を中心として教育委員会が行うということです。

委員 長 第4条の2に会長に事故あるとき、または欠けたときという文言ですが、ここだけ詳細なのはなぜですか。

教育 長 長期に不在になる場合を「欠ける」という言い方をしておりますものですから、こういう表現になっています。

委員長 理解しました。ほかにご意見はございませんか。
ないようですのでお諮りいたします。議案第 47 号は原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 はい、ありがとうございました。議案第 46 号は原案のとおり可決いたしました。

次に日程第 11、報告 4 号、平成 19 年度児童・生徒の学力向上を図るための調査結果についてを議題といたします。指導主事より内容説明をお願いいたします。

指導主事 それでは平成 19 年度児童・生徒の学力向上を図るための調査結果について御報告いたします。資料が遅れましたことをお詫びいたします。本日お手元に A 3 判の調査結果の資料及び、小学校・中学校別の A 4 判の意識調査の結果を配付しております。

まずこの調査の概要ですが、一昨年度までの方式と平成 19 年度からは変更になっております。平成 19 年度からは小学校 5 年生及び中学校 2 年生の問題解決的な学習に関する調査、抽出校及び希望校において小学校 4 年生、中学校 1 年生の国語、算数、数学の基礎的・基本的な内容の定着に関する調査、これを平行で行う方式に変更になっております。したがって一昨年度までのデータと直接的に比較ができない内容になっておりますので、あらかじめ御了承いただきたいと思っております。一部意識調査等について、前年度から同じ調査を行っている項目については、比較の内容がわかるような形にまとめております。

本日はこのうち小学校 5 年生、中学校 2 年生で行った問題解決的な学習の調査結果。また抽出校、希望校で行った国語、算数、数学の基礎的・基本的な調査の結果について A 3 判でまとめさせていただいております。また意識調査については、全校で行った小学校 5 年生及び中学校 2 年生の調査結果を個別にまとめております。

それでは内容について御説明いたします。まず A 3 判の資料を御覧いただきたいと思っております。表の見方ですけれども、各項目の内容についてそれぞれの設問ごとにデータを表及びグラフに整理しております。たくさんデータがございますので、特に注目していただきたいデータは、例えば 1 ページでいきますと一番上の右に国語全体平均という項目があります。こちらがその教科全体の正答率になっております。例えば国語でいきますと全体平均が東京都で 84.8%、それに対して福生市が 82.0% という形になっ

ております。このような見方で算数及び問題解決、数学といった調査のそれぞれの平均が出ております。この平均については後程御覧いただきたいと思っております。

全体的な概要といたしましては、東京都の平均を上回ったところはありません。ただ、小学校の国語及び算数については、単純に比較はできませんが、一昨年度まで行っていた調査との関連でいいますと、おおむね良好な結果なのではないかと考えております。一方で中学校の数学等については、東京都の平均との差が大きく、引き続き課題だととらえております。

また、今年度より始まった問題解決的な学習の内容については、例えば小学校でいいますと、東京都が 59.8%に対して福生市が 55.0%といった形になっております。この内容についてはまた経年比較で、今後どのような形で推移していくかは検討していきたいと思っております。

調査結果で、東京都のデータとの差が大きかった項目及び正答率が低かった項目、特に 6 割をきる、または 6 割に近いような正答率が高くなかったといった問題について、重点的に分析をさせていただいた資料を最後のほうに付けておりますので、7 ページ 8 ページを御覧いただきたいと思っております。

まず問題解決能力等の調査についてですけれども、小学校については、まず身に付けて知識や技能を適用・応用する力に課題があるととらえております。例えば設問 4 番ですと、社会科の学習を通して 47 都道府県の名称や位置があらかじめ理解できていた上で、その知識を活用して、東京から 600 キロ離れたところでどこに旅行に行きましたかといったことを白地図から当てる問題なのですけれども、これは 47 都道府県の知識を単純に理解しているだけではなくて、その知識をどう活用できるかが問われています。この問題に象徴されますように、基礎的・基本的な知識の定着を図ることがまず重要ですが、福生市ではいかにそれを日常生活その他で活用する力をつけていくかが課題だととらえています。

次に国語ですけれども、こちらについては基本的な漢字の書き取り、また文法的な問題でいうと、文から主語を選ぶといった基礎的な言語の力がまだ十分ではないととらえています。これについても引き続き指導を行っていききたいと思います。

算数についても、例えば 2 位数×2 位数の計算といった基礎的な計算や、また日常生活の中で習った知識が生かされていないと解けないような問題、こういったものも先程お話をいたしましたように、基礎的・基本的な

知識・技能の定着と活用といったことがキーワードになってくると思います。

また小学校の問題全体を通して、問題の意味を十分にとらえていないといった傾向も浮かび上がっています。誤答に反応した率を分析してみますと東京都よりも多く出ていますので、問題の意味をいかに理解するかは文章の読み取りといった技能の基礎的・基本的な力かと考えております。引き続き指導を行っていきたいと思います。

次に8ページにまいりまして、中学校の課題です。まず問題解決能力等の調査については、設問全体から情報をうまく取り出して、自分なりに考え、どう活用していくかといったところで課題がまだ大きいととらえています。これは昨今ではPISA(ピサ)型読解力とも言われていますけれども、この育成をいかに図るか先程の小学校と同じように課題だととらえています。

続けて国語ですけれども、こちらも小学校と同様、言語の基礎的な知識が十分でない傾向があります。既に小学校で習っている漢字の読み書きについて特に課題が大きいととらえています。こちらについては引き続き小学校との関連も図りながら、指導を充実させていきたいと考えています。

数学については特に設問9、10の(1)、10の(3)は、それぞれの計算及び内容の意味を考えるとといった指導を充実させていかないという問題は解けないかと思います。普段の授業の中で意味を考える授業を引き続き学校に指導していきたいと考えています。

次に各小学校、中学校別の意識調査の概要です。まず小学校から御覧いただきたいと思います。こちらは昨年度までの調査で同じような設問をしていたものとの比較、また今年から始まった調査は今年度のみ項目といった形でまとめています。こちらについても9ページのまとめを御覧いただきたいと思います。

この中で特に、上から3番目の(3)、授業が「よくわかる」「どちらかといえばわかる」とした理由というところに注目していただきたいと思います。いずれの教科におきましても、ポイントは教師の教え方でも、体験的な活動。また自分で考えるといった授業については、児童から「よくわかる」「どちらかといえばわかる」といった結果を得られています。教師がいかに上手に教えるか、また体験的な活動をいかに取り入れるか、また自ら考える場面をいかに設定するかといったことが、授業で大切になってくるかととらえています。

また、その他と書いてある下の項目で顕著だったのは読書についてです。以前「毎日読書をすることはない」と答えていた割合が多かった項目でしたが、これが大幅に減少し、改善が図られている様子わかります。また何年か前から懸案になっていました朝食については、「学校に行く前に朝食を必ず食べる」といった割合が増加しています。また「家の手伝いや地域の役に立つことを続けてしている」といったデータが、昨年度同様、東京都に比べても多い傾向があります。この点については、福生市の子ども達のよい点ということで引き続き、励ましていきたいと考えています。

一方で、「必要な情報を得るために本や新聞などを読む」といった、先程触れましたPISA（ピサ）型の読解力につながる、情報を得るために本や新聞を読むといったことは十分でない結果が得られています。これは引き続き指導を行っていきたいと考えています。

続きまして中学校について9ページ、（3）番の項目を御覧いただきますと、小学校と同様に、教師の教え方やまた自分で考えるといったこと等、先程と同様の結果が得られています。各教科の評価については、特に国語、理科、英語で肯定的な評価が上昇しています。ただ、数学、英語等については、塾や家庭で教えてもらっているといった内容が、肯定的な理由の中の上位に挙がっているということもあり、学校教育の中で何ができるか引き続き検討していかなければいけないと考えています。

この調査結果を活用した学校への指導・助言の見通しですが、各校に調査結果を配付し、各校ごとの改善視点について指導主事から指導・助言をいたしているところです。また8月中にこの調査結果等を踏まえ、各校で授業改善推進プランを作成するように指導しております。また9月以降に、4月に行われた文部科学省の調査結果が戻ってくる予定ですので、その調査結果も含めまして、更に授業改善を充実させていく指導を行っていきたいと考えております。以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。何か御質問等がありますか。大変なまとめをありがとうございます。

要望なのですけれども、できるかどうかは別問題として最も高い点と低い点を取っている区市町村と福生市と、三つの分布が比較できるといいですね。福生市の特色がどこにあるのかというのを知った上で最後の分析をしていくと、もう少しきめ細かい、各学校で対応ができるかもしれないと思いました。

加藤委員 読書が大分定着してきたということが、非常に喜ばしいことで、読解力

というのがすべての科目に通じますので、成績もアップするのに有意義になっていくのではないかと思います。家読(うちどく)ということに力を入れておりますので、私たちから提案していけたらと思っております。また、朝食をとることも大分心がけてくださる保護者がふえてきたので、その辺も子ども達を伸ばしていくいい要因ではないかと思います。今後も力を入れて指導をしていきたいと思っております。

委員長 ほかにも御意見ございますか。よろしいですか。これだけの分析をしていただきましたので、随時、御意見等を出していただきまして指導室等で検討していただいて学校に伝えるという形を取りたいと思っております。これで報告第4号を終わります。

それでは続いてその他報告事項について説明をお願いします。その他報告事項1、「輝け福生いきいき活動」について主幹より内容説明をお願いいたします。

主幹 では「輝け福生いきいき活動」に関しまして御説明をいたします。45ページを御覧くださいませ。

平成20年度のいきいき活動でございますが、10月11日土曜日の実施を計画いたしております。例年通りこの日は午前中の授業、昼食ののち、市内小・中学校全校一斉に、市内の公園等の清掃活動に当たる予定でございます。

去る7月9日に第1回の実行委員会を開催いたしました。その際に配付いたしました資料の一部をお手元にお配りいたしました。それらに基づきまして当日行いました議論について簡単にまとめた資料がございます。これが51ページ、「第1回実行委員会のまとめ」でございますので御覧ください。

この活動に参加した児童・生徒、地域の方達が、参加してよかったと実感できるような活動にしていくためにどうしたらよいかという議論がございました。その中で児童・生徒にはその意義や価値を事前に十分に説明し、理解をさせた上で、動機を持たせて当日に臨ませるという指導を各学校で進め、子ども達の姿を皆さんに御覧いただき一緒に活動をしていただくことで、意義を実感していただく取組を進めてまいろうと考えております。

また、昨年度の反省を踏まえまして、各活動場所についての再検討が必要であろうという議論がございました。昨年度、場所によってはやることできなかったということで、今年度はごみの有無の問題はもちろん、安全上

の配慮を十分に行っていくことを条件に、現在各副校長が検討をしているところでございます。

そのほかにも当日の実施に向けましてさまざまな意見交換ができたところで、今後は町会関係の皆様にも御参加いただいて、具体的な内容についての話し合いを進め、10月の実施を進めてまいろうと思っております。以上、御報告でございます。

委員長 内容説明は終わりました。何か御質問等がありますか。

平野委員 実行委員会が開かれたということですが、メンバーはどのような方でしょうか。

主幹 メンバーでございますが、各中学校区ごとに校長の代表1名、具体的に申しますと、第三小学校、第五小学校、第二中学校の校長。それから福生市公立小中学校PTA連合会の会長、副会長。福生市青少年育成地区委員長会の会長。教育委員会参事。事務局として主幹が参加をいたしました。次回からは町会関係の方にも御参加をいただく予定でございます。

平野委員 わかりました。実際に活動すると町会の協力はとても大きいと思いますし、また町の状況もよく御存じだと思いますので、是非御一緒に、清掃場所、状況等を話し合いされたいかと思いましたが。去年も詳しい、活動報告をいただき、細やかな改善点、感想が書いてありましたので、それを是非参考にされて、清掃だけではなくて、花植えなども取り入れていただければと思います。よろしく願いいたします。

委員長 わかりました。51ページの2の「各自の役割」というところがありますね。ここに先程の平野委員のお話をすると、町会はどういう役割をするのかということになってくると思いますのでいろいろ御検討いただいて、よりよい方向へお願いいたします。

いきいき活動は教育課程として学校が取り組むことに決まったのですか。そうだとすると実行委員会の規程はまだつくっていないのですか。教育課程ですから、参事あるいは主幹が指導して、各学校が主体的に各団体へ協力方をお願いするための実行委員会という位置づけを考えてもよろしいのではないのでしょうか。

参事 これは教育課程で行っておりまして、内規といたしまして、実施要綱という形で定めさせていただいております。この要綱に基づいて実施をすることで、私どもで他の教科領域等の教育課程と同じように指導・監督をするといった立場で、この実行委員会を設置しているところでございます。

委員長 もう少し要綱の中に、教育課程なんだということがきっちりとうたわれ

ていたほうが良いと思いますので御検討いただけたらと思います。その点がはっきりしてくると、平野委員の言われた実行委員会のメンバーはどういう編成が適切かはっきりし、協議もできていくかと思しますのでよろしくをお願いします。

参事 委員長御指摘のとおり、これは教育課程で、校長の責任において実施するものでございますので、その旨要綱に盛り込んでまいりたいと考えます。

平野委員 小学校の学校だよりやホームページを見ておりますと、1学期中にも「輝けいきいき活動」ということで取り組んでいる学校があったように思うのですが、そちらの状況とかがわかりましたらお話いただけますか。

主幹 昨年度までは1学期の各小学校の取組も「輝け福生いきいき活動」という名称で行っておりました。また各中学校、これは第二中学校ですが「いきいき活動」という名称を設けておりませんでした。地域清掃を行っておりました。今年度は、市全体で取り組む「輝け福生いきいき活動」を10月に行う形にいたしまして、それ以外の各学校の取組については、もちろん「いきいき活動」という名称は使っていただいてもかまいませんが、学校ごとの判断をお願いすることで実施をしていただいたところでございます。

平野委員 既に実施された学校は何校ありましたか。

主幹 こちらに報告をしていない学校もあると思いますので、何校かはわかりません。

平野委員 わかりました。

渡辺委員 昨年度は私も実行委員会のメンバーでいろいろ意見をさせていただきまして、確かに教育課程の一環ではあるのですが、例えば市役所の職員にもその日は市役所周辺を掃除してもらうとか、そんなふうにし全体に広がっていけば本当にすばらしい活動になっていくのではないかと感じますので、御検討お願いしたいと思います。

委員長 事務局で今の御意見を調整していただければと思います。

加藤委員 去年、第六小学校のお手伝いをさせていただいたのですが、地域の方との連絡がうまくとれていないのか、どこを掃除していいのかわからないと呆然と立っている方が何人かいたのです。清掃の地図をもらいたいけれどももらえないで困っているとか、そういう御意見がありましたので、あらかじめ地域の方にも連絡徹底していただけたらと思います。

委員長 昨年度の反省点で確か先生が、それを言っていたと思いますので、き

と伝わってはいると思いますが、主体が各学校でありますので、再度実行委員会等で対応してください。

主 幹 担当の校長を通して徹底をしてまいりたいと思っております。

委 員 長 ほかにご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。これでその他報告事項 1 の説明を終わります。

それでは続きまして、その他報告事項 2、職場体験推進委員会の報告についてを指導主事より、内容説明をお願いいたします。

指 導 主 事 それでは職場体験推進委員会の報告について中間報告をさせていただきます。資料の 53 ページを御覧ください。こちらは主にキャリア教育という大きな流れの中で、職場体験がどのように位置づけられているかという説明を書いております。やはり社会が大きく変化する中で、児童・生徒が「生きる力」を身に付け、社会人、職業人として自立していくことができる力を育成するというキャリア教育の発想の中で、職場体験という学習活動を位置付けております。

本年度から福生市職場体験推進協議会を発足いたしました。この協議会では職場体験の一層の推進と、それに関する連絡・調整、また事業全体の課題への対応と協議していく場として設定させていただいております。

このような協議会を設定した背景といたしましては、教育委員会や各学校、または商工会からも事業所に対し職場体験活動の依頼があり、事務の重複がみられたことがございました。また、各学校単独の事業ですので、学校間による実施の温度差もあったということで、調整の必要がございました。また、事業全体の課題への解決が、各学校ごとに任せてばかりではなかなか解決が難しいということが背景にございました。

その中で本年 5 月 28 日に、第 1 回の福生市職場体験推進協議会を行いました。資料で申し上げますと 57 ページに協議会の構成員が挙げてございます。協議された事項としましては、一つは職場体験の流れを再確認させていただいたのと、事業所へお手伝いをお願いしておきながら、なかなか御協力が目に見えずらく、メリットがないのではということもありまして、ひとつの案としまして、のぼりを作成し、広報に事業所のお名前を掲載することにより、受け入れや学習活動を目に見えた形にしていくことを協議させていただきました。

学校と事業所と教育行政の三者がより一体となった実施に向けて、今後とも取り組んでまいります予定でございます。

続きまして、職場体験の実際の受け入れ登録に関しましてお話をさせてい

たきます。57 ページの2、職場体験登録・受入れ事業所を御覧ください。今年度、4月初旬に、196カ所の福生市を中心とした事業所に、登録依頼のお手紙を送らせていただきました。4月後半に回答が集まりまして、登録をさせていただいた事業者が86カ所となりました。各学校の実施に当たっては、登録一覧の中から具体的な交渉をして確定していく流れで行っております。

7月に第1回目としまして、第二中学校の2年生で職場体験を実施させていただきました。登録事業所86カ所の中から73カ所の事業所をお願いをいたしまして、200余名職場体験をさせていただいております。

今後の予定なのですが、第三中学校が9月10日から12日、第一中学校が9月24日から26日ということで実施予定であります。参考までに第三中学校では42事業所、第一中学校では67事業所の御協力を得て実施する予定であります。

また教育委員会としましては、本年は事務局として事業所に直接出向き、ごあいさつに上がりまして、事業所の声も伺いながらより一層の質的向上を目指して推進を図ってまいります。以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。御質問ございますか。

平野委員 今年もたくさんの事業所の方が受け入れていただいて、本当によかったと思っています。職場体験の様子が西多摩新聞、ケーブルテレビといろんなところで出ていて、子ども達の頑張りがよくわかって、私もうれしく思っております。

こちらに載っております依頼された事業所は、福生市内だけということですか。

指導主事 正確な数字はつかんではないのですが、登録事業所の約8割が福生市内で、残り2割が近隣の市の事業所になっております。

平野委員 第二中学校とか第三中学校とか、羽村市、昭島市と近いところがあるので、お願いできたらいいかと思いました。

それとこの表で教えていただきたいのが、例えばEの福祉施設とか、Gの幼稚園、登録の事業所さんよりも実施の事業所が多いというのは、これはどういうことですか。

指導主事 登録事業所だけでは足りなかった場合に、学校で独自に過去の受け入れ先ということでお願いをしているので、このような数字になっております。

委員長 ほかにございますか。私から一つお聞きします。保育園、幼稚園、小学校ではどういう職場体験をするのですか。

指 導 主 事 幼稚園・保育園については実際に保育士と、幼稚園教諭のお仕事を教わりながら子ども達と実際に遊ぶとか、食事のお手伝いをするというような活動をしております。小学校におきましては学校の用務主事の指示に従いまして、校内の整備等を行う事例と、あと実際に教室の中で各担任の先生の補助を行っている学校もございました。

委 員 長 なかなかキャリア教育としては難しい一面もあろうかと思いますが、今後とも御指導いただければと思います。ほかにご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。これでその他報告事項2の説明を終わります。
続きましてその他報告事項3、福祉バス運行に伴う利用登録証の発行についてを図書館長、内容説明をお願いいたします。

図 書 館 長 それでは、その他報告事項3、福祉バス運行に伴う利用登録証の登録場所の追加についてを御説明申し上げます。59、60ページを御覧ください。福祉バス運行に伴う利用登録証の登録について、利用者の登録申請の利便性を高めるために次のとおり実施いたします。

福祉バス申請のための受付場所の追加として、教育委員会事務局社会教育課及び図書館課所管のわかぎり会館、わかたけ会館に利用登録場所を設置いたします。受付時間といたしましては、当該施設（図書館）の業務時間内ということで、具体的には会館使用の申請時間と同様に午前9時から午後5時まで受付を行います。なお、休館日は除きます。

内容としましては、福祉バスの利用登録証の申請受付を行います。申請受付の判断に迷うような事案については、介護福祉課及び福生市社会福祉協議会に相談しながら行うことになっております。利用登録証交付申請書は福生市社会福祉協議会で回収を行うこととなります。

開始期日は平成20年9月2日火曜日からになります。

PRといたしましては「広報ふっさ」平成20年8月15日号に掲載する予定、また同時期から図書館館内にも掲示する予定です。広報については福祉部介護福祉課高齢福祉係からの掲載になります。

この事業の所管課は福祉部介護福祉課となります。今回の事業拡大については、次の60ページにございます福祉部からの依頼文にございますように、住民からの要望で、居住地付近に申請場所のない方に対しまして、利用登録場所の拡大の要望がありましたことによるものでございます。説明は以上でございます。

委 員 長 内容説明は終わりました。御質問ございますか。ないようですのでその他報告事項3の説明を終わります。それでは続きまして、その他報告事項

その他、ほかにその他報告事項はありませんか。委員の皆さんからは何かありませんか。ないようですので以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして平成 20 年第 7 回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午前 11 時 56 分 閉会